

愛別町地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛別町地域公共交通活性化協議会規約（以下、「規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、愛別町地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項
- (2) 協議会の資料作成に関する事項
- (3) 協議会の庶務に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局は、次に掲げる職員により構成する。

- (1) 事務局長 総務企画課長
- (2) 事務局次長 総務企画課長補佐
- (3) 事務局員 総務企画課職員

(事務の専決)

第4条 協議会の事務は、すべて会長の決裁を得るものとする。ただし、次に掲げる事項で、重要又は異例と認められない軽微な事項については、事務局長の専決とすることができる。

- (1) 事務局の運営に関する事項
- (2) 協議会の開催及び運営に関する事項
- (3) 協議会の規約及び諸規程の軽微な変更に関する事項
- (4) 愛別町処務規則（昭和53年規則第1号）第12条及び愛別町財務規則（平成22年規則第6号）第3条の規定に基づく課長の専決事項に相当する事項
- (5) 物品及び現金の出納に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽微な事項

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の取扱いについては、愛別町文書管理規程（平成13年規程第5号）の例により取扱うものとする。

(公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類、名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、愛別町の公印に関する規程（昭

和 49 年規程第 1 号) の例により取扱うものとする。

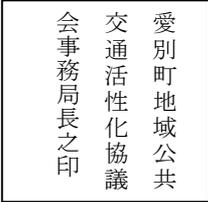
(委任)

第 7 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 23 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

種類	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
愛別町地域公共交通活性化協議会長の印		てん書	18×18	会長名をもって発する文書	1	事務局長
愛別町地域公共交通活性化委協議会事務局長の印		てん書	18×18	協議会通帳印	1	事務局長